

御前崎市研修センター条例

(設置)

第1条 市が実施する研修、会議等の利用に供するため、御前崎市研修センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、御前崎市池新田5585番地とする。

(業務)

第3条 市長はセンターにおいて、その設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市が実施する研修、会議等の利用に関すること。
- (2) センターの管理に関すること。
- (3) その他センターの設置目的を達成するため必要な業務

2 市長は、その目的を達成するために支障のない限り、センターを目的外に利用させることができる。

(利用の許可)

第4条 前条第2項の規定によりセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用者において損害を生ずることがあっても、その賠償の

責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 市長は、特別な理由があると認めたものに限り、規則に定めるところにより、前条の使用料を免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに、利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターの設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、その損害について市長が定めた額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条から第6条まで、第8条及び第9条に規定する利用の許可、使用料の徴収その他センターの利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第8条関係)

(単位 円)

区分	午前 8 : 15～ 12 : 00		午後 13 : 00～ 17 : 00		夜間 18 : 00～ 21 : 30	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
1階101会議室	880	1,320	880	1,320	1,040	1,560

1階102会議室	880	1,320	880	1,320	1,040	1,560
2階大研修室	1,100	1,650	1,100	1,650	1,320	1,980
2階小研修室	660	990	660	990	780	1,170

備考

- 1 市内は、御前崎市民及び市内に事業所又は事務所を有するものとする。
- 2 市外は、御前崎市民及び市内に事業所又は事務所を有するもの以外のものとする。
- 3 区分をまたぐ場合は、それぞれの使用料の合計とする。
- 4 利用者が入場料若しくは入場料に類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはその類似行為を目的として使用する場合は、上記の区分による使用料の100分の200に相当する額を加えた額とする。